

福岡医発第859号(地)
平成21年7月31日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

平成21年度福岡県医師会医業経営セミナーについて(ご案内)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、長期に亘る医療費抑制策により医療機関の経営環境が厳しさを増すなか、本会では医療機関の経営に役立てていただくための標記セミナーを毎年開催いたしております。

つきましては、本年度も別紙日程のとおり開催いたしますので、多数の会員の先生方にご出席いただきますよう周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 出席者を貴会にてお取りまとめのうえ、別紙様式にて9月25日(金)までに、Eメール(fpma-chiiki@fukuoka.med.or.jp)にてお送りいただきますようお願いいたします。
- 2) 出席対象といたしまして、会員の他、医療従事者の方の参加も可能ですので、広く出席を呼びかけていただきますよう重ねてお願いいたします。
- 3) 本セミナーでは、日本医師会生涯教育講座5単位が修得できます。
- 4) 駐車場のスペースが限られておりますので、お車でのお越しはご遠慮願います。

記

1. 日 時：平成21年10月10日(土) 14:00～16:00
2. 場 所：福岡県医師会館5階研修室2
3. テー マ：「経過措置型医療法人(持ち分あり医療法人)から新法医療法人(持ち分なし医療法人)への移行の展望と課題」
4. 講 師：厚生労働省医政局指導課 課長補佐 高 官 裕 介 氏
日本医師会 常任理事 今 村 聡 先生

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

上記医業経営セミナーに出席ご希望の方は、9月15日(火)までに当医師会事務局へ別紙にてお申し込み下さい。FAX73-1559

平成21年度福岡県医師会医業経営セミナー

テーマ：「経過措置型医療法人（持ち分あり医療法人）から新法医療法人
（持ち分なし医療法人）への移行の展望と課題」

△と き 平成21年10月10日（土） 14：00

△ところ 福岡県医師会館5階研修室2

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 講 演

1) 演題：「未 定」

講師：厚生労働省医政局指導課 課長補佐 高 宮 裕 介 氏

座長：福岡県医師会 副会長 川 波 壽

2) 演題：「未 定」

講師：日本医師会 常任理事 今 村 聡 先生

座長：福岡県医師会 会長 横 倉 義 武

4. 質疑応答

5. 閉 会

平成21年度福岡県医師会医業経営セミナー

テーマ：「経過措置型医療法人（持ち分あり医療法人）から新法医療法人（持ち分なし医療法人）への移行の展望と課題」

講師：日本医師会 今村 聡常任理事（税制担当理事）
厚生労働省医政局指導課 高宮 裕介課長補佐

開催時期：平成21年10月10日（土）

講演目的：平成19年4月の第5次医療法改正により、新たに設立される医療法人は基金拠出型の医療法人を含め、出資持分のない医療法人に限られることとなった。既存の医療法人の98%を占める出資持分のある医療法人は「当分の間」、出資持分の退社時の払戻請求権と解散時の残余財産分配請求権という財産権を保全された「経過措置型医療法人」として存続することとなった。

この経過措置型医療法人から持分のない医療法人への円滑な移行のための税制上の措置として、公益法人制度の改革と税制上の取り扱いに準じ、厚生労働省と国税庁との協議がまとまり、国税庁より通達「贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」が発出された。（次頁表参照）

国としては、非営利の医業経営形態として位置づけられている新しい法人への移行を望んでいるが、本基準（基準①）をクリアすることは非常に困難であると考えられ、出資持分のない医療法人への非課税移行のハードルはかなり高いといえる。

そこで、経過措置型医療法人を開設している会員に対して、「移行時税制のポイント」などについて、日本医師会並びに厚生労働省より夫々の立場から講演をしていただくこととしたい。

また、平成21年度税制改正において、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度（当該株式等の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予するもの）」が創設された。本制度は、医療法人の事業承継対策として、相続税の納税猶予制度の活用が期待されたが、経過措置型医療法人には適用されないことが決定されたため、経過措置型医療法人の出資額評価については税務上の問題が解決されないままとなっている。このことに対する、日本医師会の平成22年度医療に関する税制改正要望への取り組みについて説明をしていただくこととしたい。

表 相続税法第66条第4項の「相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないもの」の基準

○相続税法施行令第33条第3項の基準

①その運営組織が適正であるとともに、寄附行為・定款において、役員等のうち親族・特殊の関係がある者は3分の1以下とする旨の定めがあること
②法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
③寄附行為・定款において、残余財産が国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないもの）に帰属する旨の定めがあること
④法令に違反する事実、帳簿書類の偽装等の事実その他公益に反する事実がないこと

組織運営が適正であることの判定要件

改正前の基準（←特定医療法人を想定）	新基準を追加（←社会医療法人を想定）
○社会保険診療等にかかわる収入金額が全収入金額の80%以上	○社会保険診療等にかかわる収入金額が全収入金額の80%以上 *改正前の「社会保険診療等」に介護保険および助産にかかわる収入金額を追加
○自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	○自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一
○医業収入が医業費用の150%以内	○医業収入が医業費用の150%以内
○役職員に対する報酬等が3,600万円以下	○役員および評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
○40床以上または救急告示病院（病院の場合） ○15床以上および救急告示診療所（診療所の場合）	○病院または診療所の名称が4疾病5事業にかかわる医療連携体制を担うものとして医療計画に記載 *「4疾病5事業」とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）、都道府県知事が特に必要と認める医療
○差額ベッドが全病床数の30%以下	（なし）

小郡三井医師会宛 FAX73-1559

福岡県医師会医業経営セミナー

△と き 平成21年10月10日(土)14:00

△ところ 福岡県医師会館5階研修室2

医療機関名 _____

No.	氏 名	職種
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		